

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
附則 （施行期日） 第一条 この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。附則第四条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。 （講習に関する経過措置） 第二条 令和十一年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条第二号中「又は三級」とあるのは「三級」と、「有するもの」とあるのは「有するもの、育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。 （育成就労指導員に関する経過措置） 第三条 令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。 第四条（略） 第六条（略）	附則 （施行期日） 第一条 この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。 （新設） 第二条 令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。 第三条（略） 第五条（略）

この告示は、公布の日から適用する。

○経済産業省告示第百十三号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定した件（平成十四年経済産業省告示第四百二十号）は、令和八年八月三十一日限り廃止する。

令和八年八月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

○国土交通省告示第千九十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項の次に次の一項を加える。

5 この告示において、令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は国土交通大臣が定める自動車であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める自動車とみなす。

- 一 令和八年九月一日から令和八年十月三十一日までの期間に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日から令和八年十月三十一日までの期間に発行された出荷検査証に係る自動車
- 三 令和八年八月三十一日に発行された出荷検査証に係る自動車

附則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第百五十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一條第二項において準用する同法第十五條第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一條第二項において準用する同法第十五條第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

- 一 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称 北海道八雲町
- 二 アイヌ施策推進地域計画の名称 八雲町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一條第二項において準用する同法第十五條第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一條第二項において準用する同法第十五條第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

- 一 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称 北海道むかわ町
- 二 アイヌ施策推進地域計画の名称 むかわ町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一條第二項において準用する同法第十五條第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百六号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一條第二項において準用する同法第十五條第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

- 一 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称 北海道日高町
- 二 アイヌ施策推進地域計画の名称 日高町アイヌ施策推進地域計画